

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の  
特例計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名	( )
------------------	---	---	-----	-----

I 合算対象給与額を支給する法人（他の特殊支配同族会社）に関する事項

名 称	1	本店又は主たる事務所の所在地	3			
納 稅 地	2	合算対象給与額	4			
株式数等、議決権数又は社員数による判定	株式数等による判定	特殊支配同族会社の期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額(21の①)			5	
		同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の株式数又は出資の金額(18の①)			6	
		株 式 数 等 に よ る 判 定 ((6)/(5))			7 %	
	議決権の数による判定	特殊支配同族会社の期末現在の議決権の総数(21の②)			8	
		同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の議決権の数(18の②)			9	
		議 決 権 の 数 に よ る 判 定 ((9)/(8))			10 %	
	社員の数による判定	特殊支配同族会社の期末現在の社員の総数			11	
		同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の数			12	
		社 員 の 数 に よ る 判 定 ((12)/(11))			13 %	
株式数等、議決権数又は社員数による判定割合((7)、(10)又は(13)のうち最も高い割合)						
常務従事役員数による判定	特殊支配同族会社の期末現在の常務に従事する役員の総数(21の③)			15	人	
	同上のうち、業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の数(18の③)			16		
	常 務 従 事 役 員 数 に よ る 判 定 割 合 ((16)/(15))			17	%	
区分	氏 名 又 は 法 人 名	業務主宰役員との統柄	役 職 名	株 式 数	議 決 権 数	常務従事役員の別
				①	②	③
	業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項(A)	業務主宰役員	本人			常務従事役員
		業務主宰役員				常務従事役員・常務従事役員以外
		業務主宰役員				常務従事役員・常務従事役員以外
		業務主宰役員				常務従事役員・常務従事役員以外
		業務主宰役員				常務従事役員・常務従事役員以外
		業務主宰役員				常務従事役員・常務従事役員以外
		業務主宰役員				常務従事役員・常務従事役員以外
		業務主宰役員				常務従事役員・常務従事役員以外
	小 計 (③にあっては、常務従事役員の総数)			18		人
常務に従事する役員に関する事項(B) (A)に記載した者を除く。)						常務従事役員
						常務従事役員
						常務従事役員
						常務従事役員
						常務従事役員
小 計			19			人
株主等に関する事項(C) (A)に記載した者及び(B)に記載した者を除く。)						
小 計			20			
合 計 (18)+(19)+(20) (③にあっては、(18)+(19))			21			人

II 添付書類

合 算 対 象 給 与 額 の 支 給 金 額 を 証 す る 書 類 の 写 し	22	有
その他の )	23	有・無

# 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算に関する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第72条の2第2項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算）の規定の適用を受ける特殊支配同族会社（法人税法第35条第1項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入）に規定する特殊支配同族会社をいいます。以下同じ。）が、施行令第72条の2第4項に基づき納税地の所轄税務署長に提出することとされている同項に規定する合算対象給与額その他財務省令で定める事項について記載した書類として使用します。
- 2 「I 合算対象給与額を支給する法人（他の特殊支配同族会社）に関する事項」の各欄は、特殊支配同族会社の当該事業年度終了の時の現況により次のとおり記載します。

なお、特殊支配同族会社の当該事業年度終了の日が他の特殊支配同族会社の事業年度終了の日と同じである場合には、「常務に従事する役員に関する事項(B)」以外の各欄については、当該各欄の記載に代えて、当該他の特殊支配同族会社の別表2及び別表14(1)の写しを添付することとして差し支えありません。

  - (1) 「名称1」及び「納税地2」は、施行令第72条の2第2項に規定する合算対象給与額（以下「合算対象給与額」といいます。）を支給する他の特殊支配同族会社の名称及び納税地を記載します。
  - (2) 「本店又は主たる事務所の所在地3」は、合算対象給与額を支給する他の特殊支配同族会社の納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合に、その本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
  - (3) 「合算対象給与額4」は、他の特殊支配同族会社が支給する合算対象給与額を記載します。
  - (4) 「特殊支配同族会社の期末現在の議決権の総数8」から「議決権の数による判定(9)/(8)10」までの各欄及び「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項(A)」から「株主等に関する事項(C)」までの「議決権数②」の各欄は、他の特殊支配同族会社が施行令第72条第2項第2号イからニまで（業務主宰役員関連者の範囲）に掲げる議決権に関する内容の異なる種類の株式（出資を含みます。以下「種類株式」といいます。）を発行していない場合には、記載を要しません。
  - (5) 他の特殊支配同族会社が種類株式を発行している場合には、次により記載します。
    - イ 「特殊支配同族会社の期末現在の議決権の総数8」から「議決権の数による判定(9)/(8)10」までの各欄に記載すべき総数、数及び割合（以下「判定割合」といいます。）は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記載します。
    - ロ 他の特殊支配同族会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び上記イの計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
  - (6) 「特殊支配同族会社の期末現在の社員の総数11」から「社員の数による判定(12)/(11)13」までの

各欄は、他の特殊支配同族会社が合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」といいます。）である場合に限り、記載します。

ただし、「株式数等による判定(6)/(5)7」又は「議決権の数による判定(9)/(8)10」の欄のうちいずれかの判定により特殊支配同族会社に該当する場合には、「11」から「13」までの各欄の記載は要しません。

- (7) 持分会社である会社が業務を執行する社員（以下「業務執行社員」といいます。）を定めている場合は次により記載します。

イ 「特殊支配同族会社の期末現在の社員の総数11」及び「同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の数12」の各欄は、業務執行社員の総数及び数を記載します。

ロ 業務執行社員に該当する者については、「氏名又は法人名」の欄にその旨を記載します。

- (8) 「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項(A)」の各欄は、他の特殊支配同族会社の施行令第72条第1項第1号（特殊支配同族会社の判定等）に規定する業務主宰役員（以下「業務主宰役員」といいます。）及び同条第3項第1号に規定する業務主宰役員グループ（以下「業務主宰役員グループ」といいます。）に属する者について記載します。この場合において、業務主宰役員グループに属する者のうち、①業務主宰役員にあっては「業務主宰役員」の欄に、②その同族会社の役員である者及び同条第1項第6号から第8号までに掲げる法人である株主等にあっては「業務主宰役員関連者」の各欄に、③それ以外の株主等にあっては「同上以外の者」の各欄に、それぞれ記載します。

- (9) 「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項(A)」の「常務従事役員の別③」は、役員としての職務につき常務に従事しているかどうかの別により判定します。

- (10) 「常務に従事する役員に関する事項(B)」の各欄は、他の特殊支配同族会社の常務に従事する役員のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者のいずれにも該当しない役員について記載します。

- (11) 「株主等に関する事項(C)」の各欄は、他の特殊支配同族会社の株主等のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員グループに属する者並びに常務に従事する役員のいずれにも該当しない株主等について記載します。

- 3 「II 添付書類」の各欄は、次のとおり記載します。

- (1) この明細書には、他の特殊支配同族会社が作成した合算対象給与額の支給金額を証する書類でその支給金額が支給時期ごとに記載されているものの写しを添付し、「合算対象給与額の支給金額を証する書類の写し22」の「有」を○で囲みます。

- (2) 上記2により他の特殊支配同族会社の別表2及び別表14(1)の写しを添付した場合又は上記2の(5)ロにより明細書を添付した場合には、「その他（　）23」の「（　）」に添付した書類の名称を記載するとともに「有・無」の「有」を○で囲み、それ以外の場合には、「有・無」の「無」を○で囲みます。